

公共工事の入札時における積算内訳書の提出について

入札における談合等の不正行為の排除、入札参加者の積算努力の促進を図る観点から、公共工事の入札時における積算内訳書の提出を求めていますので、提出にあたってご留意願います。

1. 対象となる入札

入札執行する全ての公共工事を対象とします。

2. 提出方法

内訳書は、第1回入札時に入札書と一緒に封筒に封入し、提出してください。
(第2回の入札【再度入札】の場合は、積算内訳書の提出は必要ありません。)

3. 記載内容

- ①住所並びに商号又は名称、代表者氏名
- ②工事番号、工事名、工事場所
- ③工事価格内訳記載項目に対応する金額（直接工事費の内訳は、基本的に、設計図書（金抜設計書）の内訳書に記載してある工種別に記載）
※代表者印の押印は省略することが可能です。

4. 様式

内訳書の様式は、ホームページから「工事費積算内訳書」をダウンロードして作成、提出してください。（提出された内訳書は返却できません。）

5. 注意事項

次のいずれかの場合は、入札が無効となります。

- ①内訳書の全部又は一部が未提出の場合
- ②内訳書に記載すべき内容に漏れ又は不備がある場合
- ③工事価格内訳の合計（工事価格）と入札書記載金額が異なる場合
- ④他の工事の内訳書が提出された場合
- ⑤内訳書として提出された書類が白紙である場合
- ⑥内訳書の総額の記載のみで内訳の記載が全部又は一部が無い場合
- ⑦その他内訳書に著しい不備がある場合